



JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認

ガイドブック[案]

第6版

2012年11月22日



公益財団法人 日本サッカー協会
施設委員会

目次

目次	P.2
I. はじめに	P.3
II. ピッチ公認規程並びに基準の概要	P.3
II-i. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程	P.4
II-ii. JFA ロングパイル人工芝基準	P.8
III. 申請の手順	P.12
III-i. 製品検査申請の手順	P.12
III-ii. 公認申請の手順	P.12
III-iii. 公認更新申請の手順	P.13
様式1 JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書	P.14
様式2 ロングパイル人工芝製品仕様	P.16
様式3 JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書	P.18
様式4 JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書	P.23
様式5 JFA ピッチ公認(の更新)料に関する案内(参考)	P.24
IV. ガイドライン	P.25
V. 問い合わせ先	P.26

I. はじめに

公益財団法人日本サッカー協会

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度について

本制度は、サッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認する制度であり、人工芝製品を公認する制度ではありません。

1993年のJリーグのスタートを契機としたJクラブのホームスタジアムの整備にはじまり、2002年のワールドカップ開催に向けて整備されたスタジアムや公認キャンプ地、更には、2002 FIFA ワールドカップ™ 記念事業の「サッカーを中心としたスポーツ環境整備モデル事業」の助成金を受けて整備された各地のサッカー拠点など、近年、数多くの天然芝のピッチが全国各地に新設・改修されてきました。

しかしながら、土のグラウンドを次々と天然芝に改修していくことを期待するには、天然芝ピッチのコンディション維持やランニングコストの確保の面で容易ではありません。こうした課題の解決策として、近年、サッカーの競技特性に対応した新世代(ロングパイル)人工芝が開発されました。

こうした中で日本サッカー協会では、「Players First!」の視点に立った良質なプレー環境の供給、そして、未だ不足状態にある芝のピッチの確保という2つの観点から、天然芝ピッチを補完するという意味で人工芝ピッチの導入を容認し、2003年に人工芝ピッチの確保とレベルの維持を目的とした「JFA ロングパイル人工芝公認規程」を制定いたしました。

こうした流れを受けて、天然芝ピッチの整備に加え、日本各地に数多くの人工芝ピッチの整備が進んでおり、これらは本規程に基づき公認施設となり、今後も益々増加していくものと思われれます。

今後も、人工芝ピッチの有効利用により、天然芝ピッチの確保・整備がより円滑に行える環境を醸成し、結果として多くの天然芝ピッチを確保できるよう、質・量ともに、より良いプレー環境を整備していきたいと考えております。

II. ピッチ公認規程並びに基準の概要

2003年9月、JFAは世界のサッカー界の趨勢を受け、FIFAやUEFAの基準や試験方法を参考にしながらも、JFA独自の観点を加味し「JFA ロングパイル人工芝公認規程」・「JFA ロングパイル人工芝基準」を制定しました。過去4回の改訂時においても、所有者・使用者に対するアンケートや、一定期間使用した施設のデータの採取等、基準値が適正であるかどうかの検証を行ってきました。

制度のスタートから9年が経過し、この9年間で人工芝の使用頻度が各段に増え、耐久年数も短くなる傾向もみられます。また、FIFA Quality Concept for Football Turfが2012年1月に改訂され、試験方法・基準値が見直しをされました。こうした流れを受けて、今回の規程・試験方法・基準値を改訂することに着手し、必要なものについては見直しを実施しました。

基準は、ラボテスト(製品検査)とフィールドテスト(現地検査)によって構成されています。申請及び試験についての概要を示します。

Ⅱ- i. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程

第1条〔本規程の目的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第190条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第2条〔本制度の目的〕

- ① 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的とする。
- ② 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第3条〔公認の条件〕

- ① 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。
- ② 公認を受けようとする者（以下「施設所有者」という）は下地が完成した時点（人工芝敷設前）とピッチが完成した時点（人工芝敷設後）で、フィールドテストを2回受け、基準値を満たさなくてはならない。なお、フィールドテスト中にメンテナンスを行うことはできない。

第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

- ① 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。
- ② 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者（以下「申請者」という）は下記申請書類を本協会に提出し、人工芝のサンプルを指定検査機関へ提出すること。なお、検査費用については指定検査機関に支払わなければならない。

1. 申請書類

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ製品検査申請書〔様式1(1/2)〕
- ・ ロングパイル人工芝製品仕様〔様式2〕
- ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）

2. サンプル

- ・ 人工芝試験片（1m×1mを2枚）
- ・ 充填物

3. 製品検査の免除申請

FIFA 推奨2スター又は1スターの認定を既に受けた製品については、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。

- ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書〔様式1(2/2)〕
- ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し)
- ・ FIFA 認定証(写し)

- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
- ⑤ 申請者は日本国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。

- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設所有者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第6条〔新規公認の手続〕

- ① 施設所有者は、本協会に下記の書類を提出しなければならない。
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書〔様式3〕
 - ・ 製品検査完了証明書(写し)
 - ・ 工程表(人工芝敷設を含むもの)
 - ・ 人工芝ピッチ平面図
- ② フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ④ 新規公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第7条〔新規公認の結果〕

- ① 公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ② 指定検査機関の検査(フィールドテスト2回)の結果については本協会から施設所有者に通知する。
- ③ 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ④ 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第8条〔新規公認料・検査費用〕

- ① 施設所有者は本協会に対して30万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。
- ・ JFA ピッチ公認料に関する案内〔様式5(参考)〕
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。

第9条〔新規公認の有効期間〕

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より36カ月とする。

第10条〔更新公認の手続〕

- ① 施設所有者は公認期限の90日前までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。なお、公認取消後の更新希望する場合は、本協会の施設委員会の承認により決定する。
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書〔様式3(1/5)のみ〕
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書〔様式4〕
- ② 施設所有者は、申請後から公認期限までに人工芝敷設後の検査を受けるものとし、フィールドテストに関わる費用は指定検査機関に支払わなければならない。
- ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第3条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関のフィールドテスト(2回)を受けるものとし、施設所有者は検査費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。
- ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本規程が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則1回の検査を免除する。なお、本協会に人工芝敷設前と同等の自主検査結果を提出し、基準値を満たしていることが必要となる。また、下記の書類を本協会に提出しなければならない。
- ・ 敷設人工芝確認書〔様式3(5/5)〕
- ④ フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑥ 更新公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第11条〔更新公認の結果〕

- ① 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。
- ② 指定検査機関のフィールドテストの結果については本協会から施設所有者に通知する。
- ③ 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。
- ④ 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第12条〔更新公認料・検査費用〕

- ① 公認が更新された施設所有者は本協会に対して10万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。
・JFA ピッチ公認の更新料に関する案内 [様式5 (参考)]
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。

第13条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕

- ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に際しての公認の有効期間は、新たな公認証の発行を受けた日より36カ月（新規）とする。
[全面張替による更新(新規) 36カ月 10万円（別途消費税）]
更 新（1回目）36カ月 10万円（別途消費税）
再 更 新（2回目）24カ月 6万円（別途消費税）
以降更新（3回目）12カ月 3万円（別途消費税）

第14条〔公認期間中改修工事〕

公認期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

第 15 条〔保守管理〕

- ① 施設所有者は、公認有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。
- ② 施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第 16 条〔公式試合の実施〕

「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

第 17 条〔免責〕

- ① 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- ② ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

第 18 条〔違反の効果〕

- ① 施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。
- ② 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

第 19 条〔改正〕

この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

第 20 条〔施行〕

本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。
本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。
本規程は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。
本規程は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。
本規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

〈参考〉

2011年度 第11回 理事会決定事項

本協会が主催する国内競技会において人工芝フィールドを利用する場合は、「FIFA サッカー芝品質コンセプト 認証フィールド」又は「JFA ロングパイル人工芝 公認ピッチ」であるものとし、各大会実施委員会、各種大会部会、各連盟にての協議を経て、理事会にて承認を得た上で、各大会の実施要項等に記載するものとする。

ただし、本協会主催の育成年代のリーグ戦における人工芝フィールドの利用については、この限りではない。

なお、本協会以外が主催する競技会においては、各主催者が人工芝フィールド利用の判断を行うものとする。

※育成年代のリーグ戦を除外する理由：

育成年代(2種・3種・4種)のリーグ戦推進にあたり、学校等が所有する人工芝フィールドをホームアンドアウェイ形式の公式戦において積極的に利活用できるようにするため。

※対象となるリーグ

- ・高円宮杯 U-18 サッカーリーグ プレミアリーグ
- ・Jリーグ U-13 など

(理事会承認を得ている競技会)

国民体育大会

全国社会人サッカー大会

全国クラブチームサッカー選手権大会

総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント

全国専門学校サッカー選手権大会

全国高等専門学校体育大会 兼 全国高等専門学校サッカー選手権大会

日本クラブユースサッカー選手権(U-18)大会

全国高等学校総合体育大会サッカー競技

JFA プレミアカップ

全国中学校体育大会/全国中学校サッカー大会

全国レディースサッカー大会

全国レディースサッカー大会 レディース・エイト(40歳以上)オープン大会

全国シニア(0-40)サッカー大会

全国シニア(0-50)サッカー大会

全国シニア(0-60)サッカー大会

日本スポーツマスターズ(サッカー競技)

II - ii . JFA ロングパイル人工芝基準

1. ロングパイル人工芝の定義

長さ 50mm 以上の合成樹脂製パイルの隙間に、弾性材を含む粒状材料を充填しパイルを安定させた人工芝複合製品であること。但し、アンダーパッド等を組み合わせた人工芝複合製品については合成樹脂製パイルの長さは 40mm 以上とする。

2. 製品仕様

申請者は製品検査の申請時に、以下の項目について申告すること

材質	パイル		
	基布		
	バックキング		
	充填材	砂	
弾性材			
単位面積の質量(kg/m ²)	人工芝(基布含む)		
パイルの太さ(dtex)			
パイルの長さ(mm)			
単位面積のタフト数(個/m ²)			
充填材の粒径(mm)	砂		
	弾性材		
充填材の量(kg/m ²)	砂		
	弾性材		
充填材の厚さ(mm)	砂		
	弾性材		
	砂+弾性材		
アンダーパッド	材質		
	質量(kg/m ²)		
	厚さ(mm)		

※アンダーパッドは使用する場合のみ記載下さい。

※充填状態(充填素材・厚さ等)を図示したものを添付すること。

3. 基準値

2012年11月22日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第5版(平成22年版)・検査実施マニュアル第4版(平成20年版)、または以下の2012年版の基準値のどちらかを満たすこと。2013年4月1日以降に検査を受けるピッチは以下の2012年版の基準値を満たすこと。

3-1. ラボテスト(製品検査)

表1の基準値を全て満たすこと

表1 ラボテスト要求事項

項目	試験方法	基準値
ボールの垂直反発高さ	FIFA01 または EN 12235 JFA 検定球を使用のこと	初期:0.60-1.00m 摩耗後:0.60-1.00m
ボールバウンド時の速度	FIFA02 JFA 検定球を使用のこと	45-80%
衝撃吸収性	FIFA04a	初期:50-70% 摩耗後:50-70%
垂直方向変形	FIFA05a	初期:4-11mm 摩耗後:4-11mm
回転抵抗(トラクション)	FIFA06	初期:25-50Nm 摩耗後:25-50Nm
線形摩擦-スタッドの減速値(SDV)	FIFA07	3.0g-6.0g
線形摩擦-スタッドの滑り値(SSV)		120-220
耐候性試験		
耐光堅牢性 パイル糸引抜き強さ	耐候処理: サンシャインウェザーメータ使用 ブラックパネル温度:63℃ 散水時間:18/120分 設定積算照度:220MJ 耐光堅牢度:変退色用グレースケールにて判定 パイル糸引抜き強さ:JIS L 1021-8 B法 1本(1束)つかみ	変退色:4-5級以上 引抜き強さ保持率: 初期強度の90%以上
耐久性試験		
耐摩耗性(※)	摩耗処理:LISPORT 5200 回往復 測定方法:各方法に準ずる	各基準値に準ずる 測定項目 ・ボールの垂直反発高さ ・衝撃吸収性 ・垂直方向変形 ・回転抵抗(トラクション)

参考規格:FIFA Quality Concept for Football Turf—Handbook of Requirements(January 2012 Edition)

※パイルの長さが極端に長い製品については、ラボでの耐久性試験の対象外となる。しかし、摩耗処理 LISPORT 5200 回往復を処理したものと同等とみなされる製品(敷設後3年程度経過)がある場合、現場での「耐久性試験」を行うことで代替の試験とすることができる。

3-2. フィールドテスト(現地検査)

下地が完成した時点(人工芝敷設前)の確認項目

表2の基準値を全て満たすこと。

表2 下部構造特性のフィールドテスト要求事項—新設時のみ

項目	試験方法	基準値
傾斜	現場レベル測定	0~1.0%(※) (センターから各コーナー 方向に対して)
平坦性	平坦性測定試験 3mプロフィールメータ使用時	2.4mm以下
基盤の透水性	現場透水試験器	15秒以下/300ml

※現場の排水計画により、設計上この基準値を満たさない場合は、別途理由書を添付のこと。

ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の確認項目

表3、表4の基準値を全て満たすこと。表4は現場に敷設する人工芝サンプルを使用する。

表3 人工芝敷設後のフィールドテスト要求事項

項目	試験方法	基準値
ボールの垂直反発高さ	FIFA01 または EN 12235 JFA 検定球を使用のこと	新設時:0.60—1.00m 更新時:0.60—1.20m
ボールの転がり距離	FIFA03 JFA 検定球を使用のこと	新設時:4—10m 更新時:4—13m
衝撃吸収性	FIFA04a	新設時:50—70% 更新時:50—70%
垂直方向変形	FIFA05a	新設時:4—11mm 更新時:4—11mm
回転抵抗(トラクション)	FIFA06	新設時:25—50Nm 更新時:25—50Nm
ピッチの平滑性	FIFA12	更新時:10mm 未満

表4 敷設人工芝の素材識別および同一性検査—新設時と全面張替時のみ

項目	試験方法	製造業者の申請内容と 敷設人工芝との許容誤差
単位面積当たりの全質量	ISO 8543(JIS L 1021-4)	±10%
単位面積当たりのタフト数	ISO 1763(JIS L 1021-5)	±10%
基部上のパイル長さ	ISO 2549	±5%
パイルの繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること
基布の繊維鑑別	JIS L 1030 及び赤外分光分析	同じであること

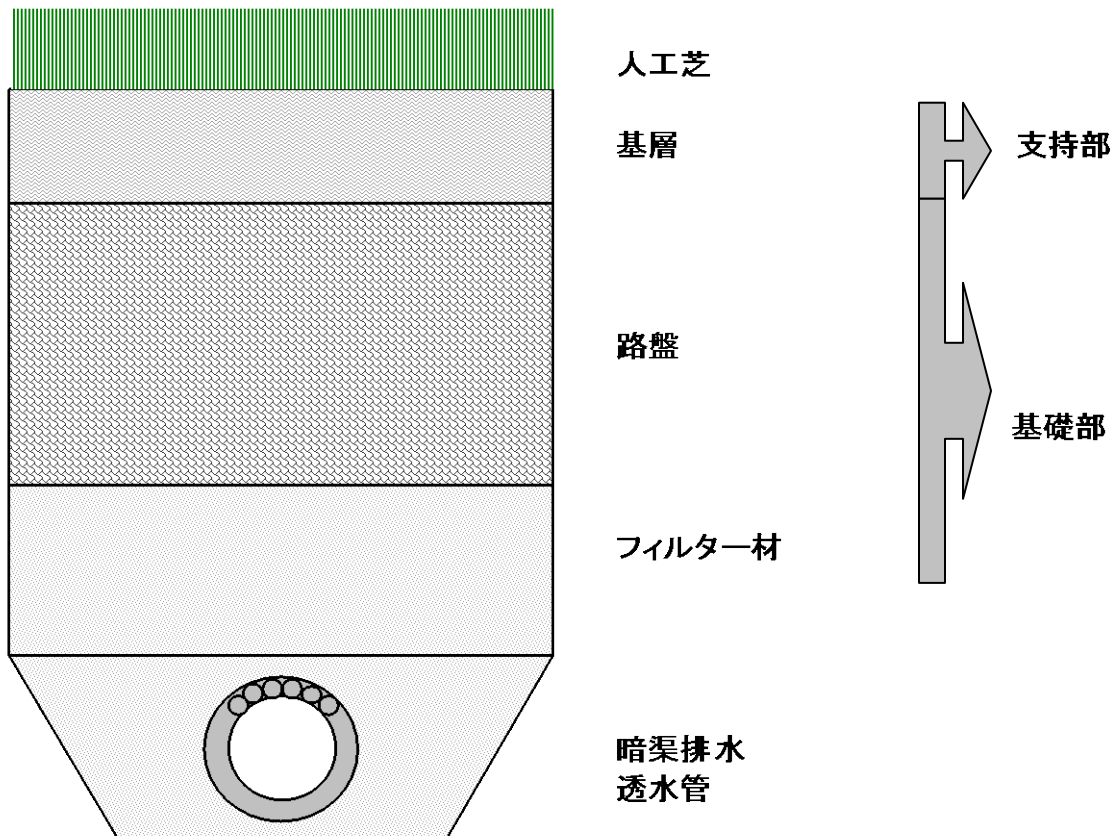
参考規格:FIFA Quality Concept for Football Turf—Handbook of Requirements(January 2012 Edition)

4. 下部構造

基盤(下部構造)に関して、以下の項目について考慮することが望ましい。

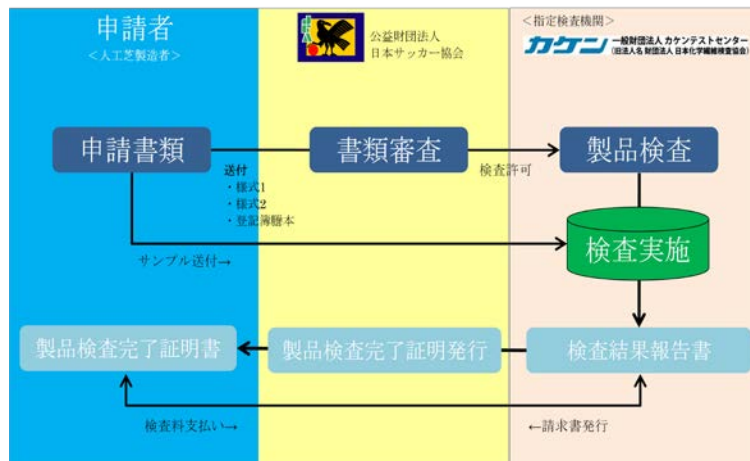
建設地の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質条件による現路床の上、安定処理選択 ・気象条件 寒冷地の凍結深度による構成厚条件 浸透水を除去するための暗渠設置 夏期の温度上昇対策用の散水設備
支持部	<ul style="list-style-type: none"> ・変形しない固定された耐荷重支持層〔アスファルト舗装等〕 ・降雨時の表面排水の勾配及びボールの転がり挙動を考慮した傾斜の設定 ・透水性(空隙率)を考慮した支持層〔開粒アスファルト混合物舗装等〕 ・平坦性を考慮した舗装構造〔アスファルト舗装等〕及び施工法の考慮
基礎部	<ul style="list-style-type: none"> ・上層部の支持強度および透水性を考慮した路盤層(碎石路盤) * 構成厚は支持強度及び凍結深度を考慮

ロングパイル人工芝舗装断面(例)



Ⅲ. 申請の手順

Ⅲ- i 製品検査の手順

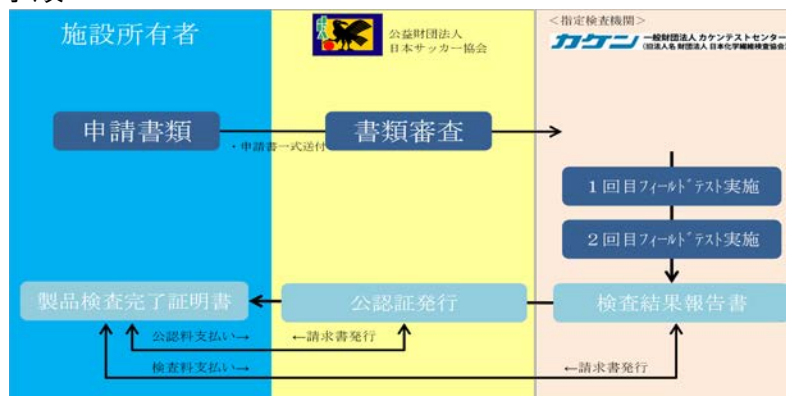


<手続き>

- ① 申請者は下記書類を本協会へ提出する。
 - ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書(様式 1)
 - ・ ロングパイル人工芝製品仕様(様式 2)
 - ・ 登記簿謄本(外国企業の場合はこれに準ずる公的書類)
- ② 申請者は検査対象人工芝サンプル(1m×1m、2枚)と充填物を指定検査機関へ提出する。
- ③ 指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。
- ④ 検査結果は本協会より指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」を添えて通知する。その後本協会発行の「製品検査完了証」を交付する。

注 1)「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」が JFA 公認であるとの解釈にはなりません。

Ⅲ- ii . 公認申請の手順



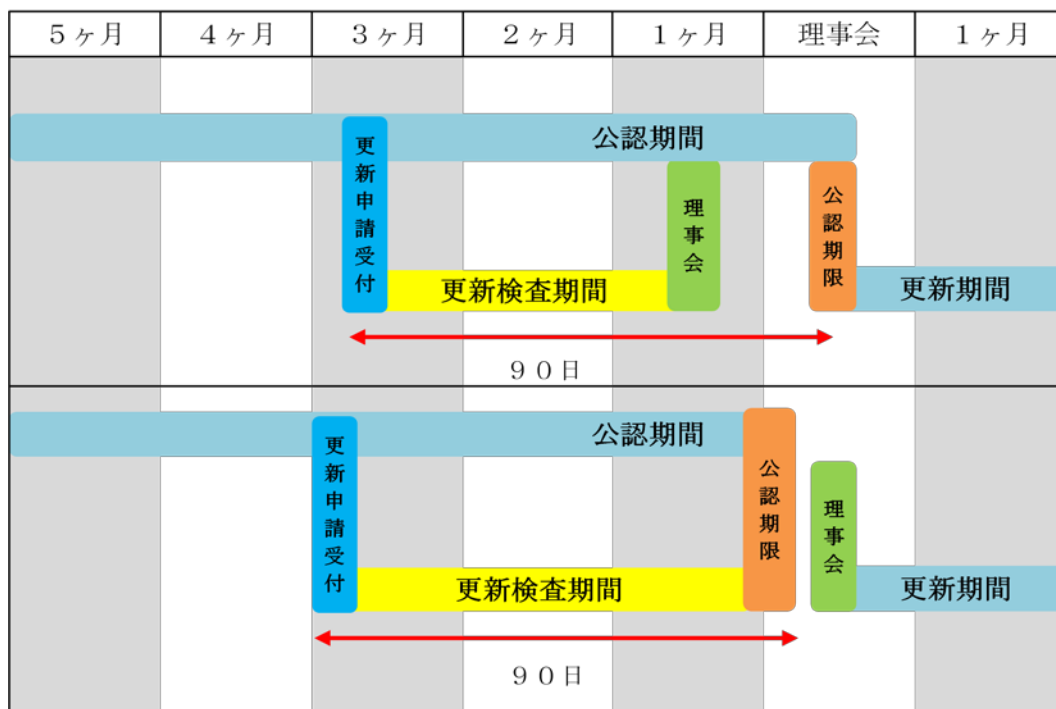
※検査日程については指定検査機関と調整いただきます。

<手順>

- ① 施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。
 - ・ JFA ピッチ公認申請書(様式3)
 - ・ 製品検査完了証明書(写)
 - ・ 工程表(人工芝敷設を含むもの)
 - ・ 人工芝ピッチ平面図
- ② 本協会より指定検査機関へ通知する。施設所有者は指定検査機関と試験に関する調整を行う。
- ③ 指定検査機関は『検査結果報告書』を発行
- ④ 本協会は申請者へ『検査終了通知』を送付する。
- ⑤ 本協会より『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。
- ⑥ 申請者は公認料の納付を行なう。

注2)『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』は毎月開催される本協会 理事会承認後の発行となる。

Ⅲ-iii. 公認更新申請の手順



<手続き>

①申請者は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請書」を日本サッカー協会へ提出する。

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/3)]
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書(様式 4)
- ・ 人工芝所有者アンケート(実施する場合 JFA より別途送付)

注 1) 公認証は毎月開催される日本サッカー協会 理事会承認後の発行となる。

注 2) 公認の更新期間開始日は公認期限の翌日からとする。

<参考>

検査費用について

①ラボテスト(製品検査)の費用

- ・検査の可否に関わらず、受検した申請者に対して発生します。
- ・希望に応じて、指定検査機関から検査費用の見積書を発行します。

②フィールドテスト(現地検査)の費用

- ・ピッチの公認料とは別に、検査費用がかかります。
- ・検査の可否に関わらず、受検した申請者に対して発生します。
- ・新規の場合は下地が完成した時点(人工芝敷設前)と、ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の2回のフィールドテストの費用が必要です。
- ・更新の場合は、人工芝敷設後の1回のフィールドテストの費用が必要です。
- ・再検査が必要な場合は、別途、再検査費用が必要です。
- ・全面張替の場合は別途お問合せください。
- ・検査費用の内訳は、試験技術料、諸経費(検査員の旅費、試験機の往復の送料等)です。
- ・希望に応じて、指定検査機関から検査費用の見積書を発行します。

様式1(1/2)
(製品検査申請用)

JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書

申請者は、内をすべて記入の上、提出すること。

申請会社名	(ふりがな)		
連絡先	〒		
	(TEL)	(FAX)	
	ご担当者	(所属)	(氏名)
品名および品番			
申請種別	<input type="checkbox"/> 新規(免除申請の有無 なし・あり(次項の免除申請書も記入すること)) ※○印で囲む <input type="checkbox"/> 規程第5条③に基づく追加検査		
提出書類	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書(様式1(1/2)) <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝製品仕様(様式2) <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(外国企業の場合はこれに準ずる公的書類) <input type="checkbox"/> 過去の製品検査完了証明書の写し(規程第5条③に基づく追加検査の場合)		
<p>JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程により、指定の申請書類及びサンプルを添付し、製品検査を申請致します。</p> <p>申請日 平成 年 月 日</p> <p>申請会社</p> <p>代表者名 印</p>			

<JFA 記入欄>

管 理 NO.			
会 社 名			
品名及び品番			
(メモ)	担当印	受付印	

様式1(2/2)
(製品検査申請用)

JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書

検査の一部免除を申請する場合は、 内をすべて記入の上、提出すること。

品名および品番	
免除申請の理由	<input type="checkbox"/> FIFA 推奨 2 スター認定品のため <input type="checkbox"/> FIFA 推奨 1 スター認定品のため <input type="checkbox"/> FIFA 推奨 2 スター・1 スター認定品の一部使用変更のため <input type="checkbox"/> 既に製品検査完了証の発行を受けた製品の一部使用変更のため (充填物のみ変更、アンダーパッドの有無の変更など、以下に変更箇所を記載すること) <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
提出書類	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝製品検査 免除申請書(様式1(2/2)) <input type="checkbox"/> FIFA 製品検査機関証明書(写し) <input type="checkbox"/> FIFA 認定証(写し) <input type="checkbox"/> 必要に応じてその他の書類(過去の製品検査完了証明書の写しなど)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程により、指定の申請書類及びサンプルを添付し、製品検査項目の一部免除を申請致します。

申請日 平成 年 月 日

申請会社

代表者名

印

<JFA 記入欄>

管理 NO.		
会社名		
品名及び品番		
(メモ)	担当印	受付印

様式2(1/2)
(製品検査申請用)

ロングパイル人工芝製品仕様

申請者は、内をすべて記入の上、提出すること。

品名		
品番		
材質	パイル	
	基布	
	バックینگ	
	充填材	砂
弾性材		
単位面積の質量(kg/m ²)	人工芝(基布含む)	
パイルの太さ(dtex)		
パイルの長さ(mm)		
単位面積のタフト数(個/m ²)		
充填材の粒径(mm)	砂	
	弾性材	
充填材の量(kg/m ²)	砂	
	弾性材	
充填材の厚さ(mm)	砂	
	弾性材	
	砂+弾性材	
アンダーパッド	材質	
	質量(kg/m ²)	
	厚さ(mm)	

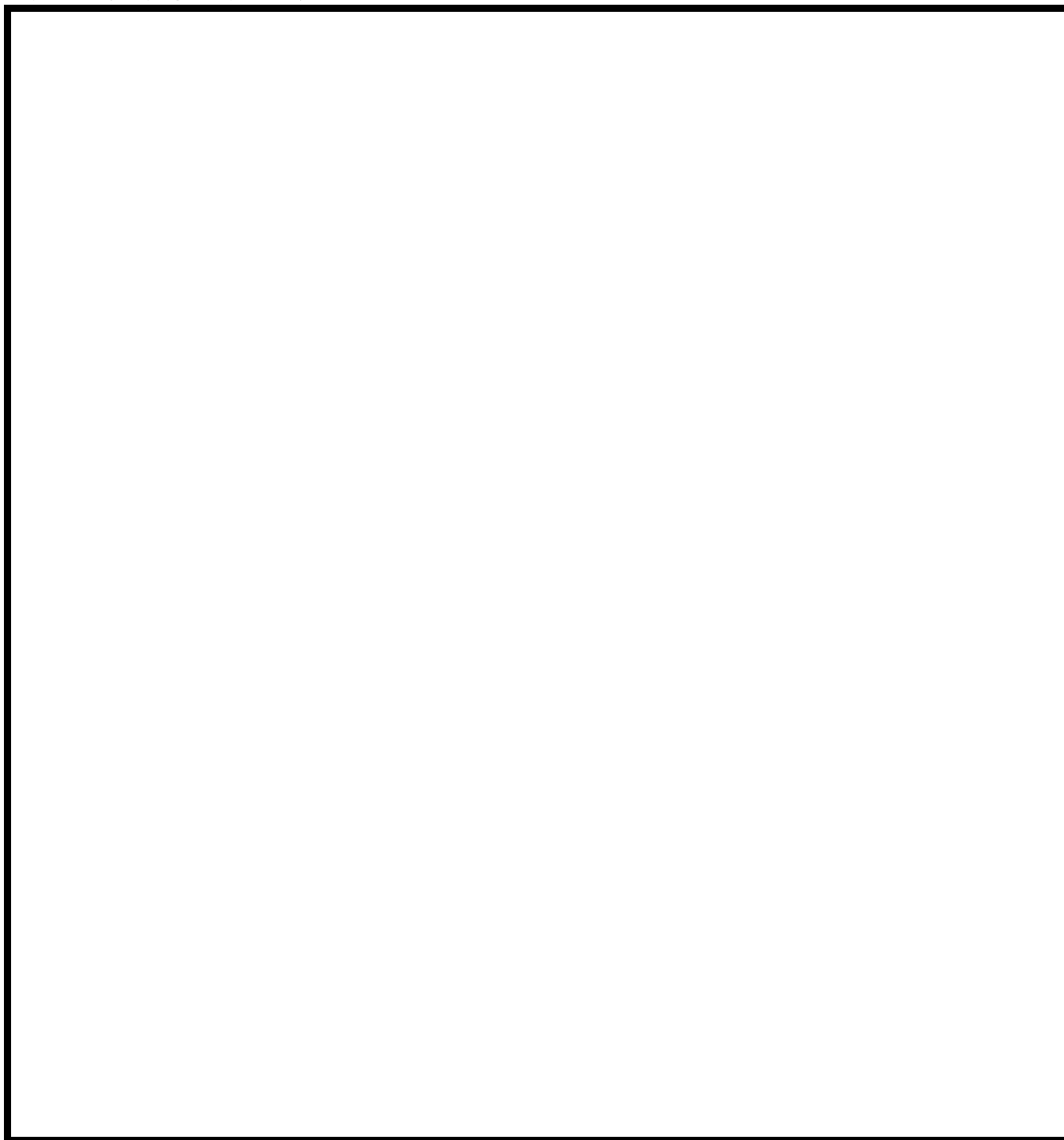
※アンダーパッドは使用する場合のみ記載下さい。

<JFA 記入欄>

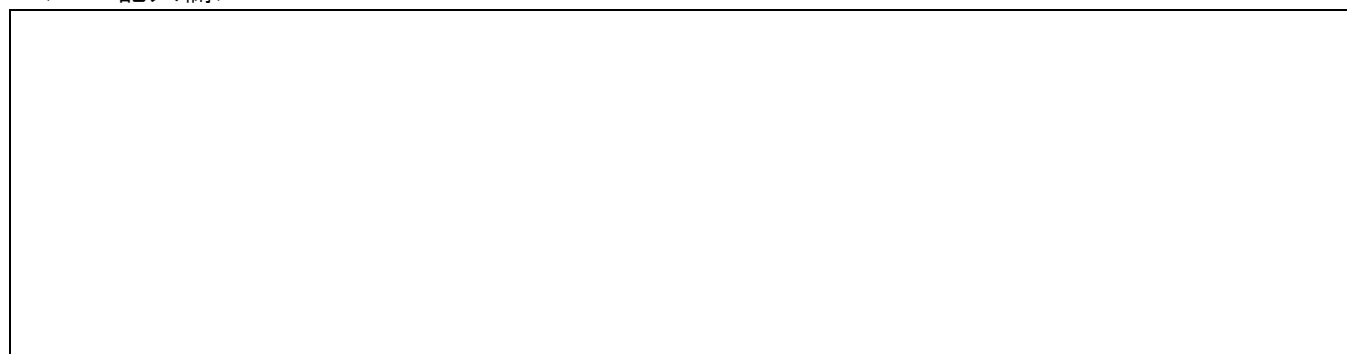
様式2(2/2)

(製品検査申請用)

充填状態(充填素材・厚さ等)を図示すること



<JFA 記入欄>



様式3(1/5)

(公認申請用)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書

申請者は、内をすべて記入の上、提出すること。

施設名称 ※仮称表記可			
施設所在地	〒		
施設所有者	〒		
	(TEL)	(FAX)	
	ご担当者	(所属)	(氏名)
申請種別	新規 ・ 更新 ・ 全面張替(更新) ※○印で囲む		
提出書類	新規	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3] <input type="checkbox"/> 製品検査完了証明書(写) <input type="checkbox"/> 工程表(人工芝敷設を含む) <input type="checkbox"/> 人工芝ピッチ平面図 <input type="checkbox"/> 敷設人工芝確認書[様式 3(5/5)]	
	更新	<input type="checkbox"/> JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式 3(1/5)のみ] <input type="checkbox"/> ロングパイル人工芝修繕工事報告書(様式 4) <input type="checkbox"/> 敷設人工芝確認書[全面張替の場合、様式 3(5/5)] <input type="checkbox"/> 人工芝敷設前(下地)の自主検査結果[全面張替の場合]	
期 日	新規	完成予定日 平成 年 月 日	更新 公認期限 平成 年 月 日
JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度規程により、指定の申請書類を添付し、申請致します。			
申 請 日 平成 年 月 日			
施設所有者			
代表者名		印	

<JFA 記入欄>

管 理 NO.			
施設名称			
品名及び品番			
(メモ)	担当印		受付印

様式3(2/5)

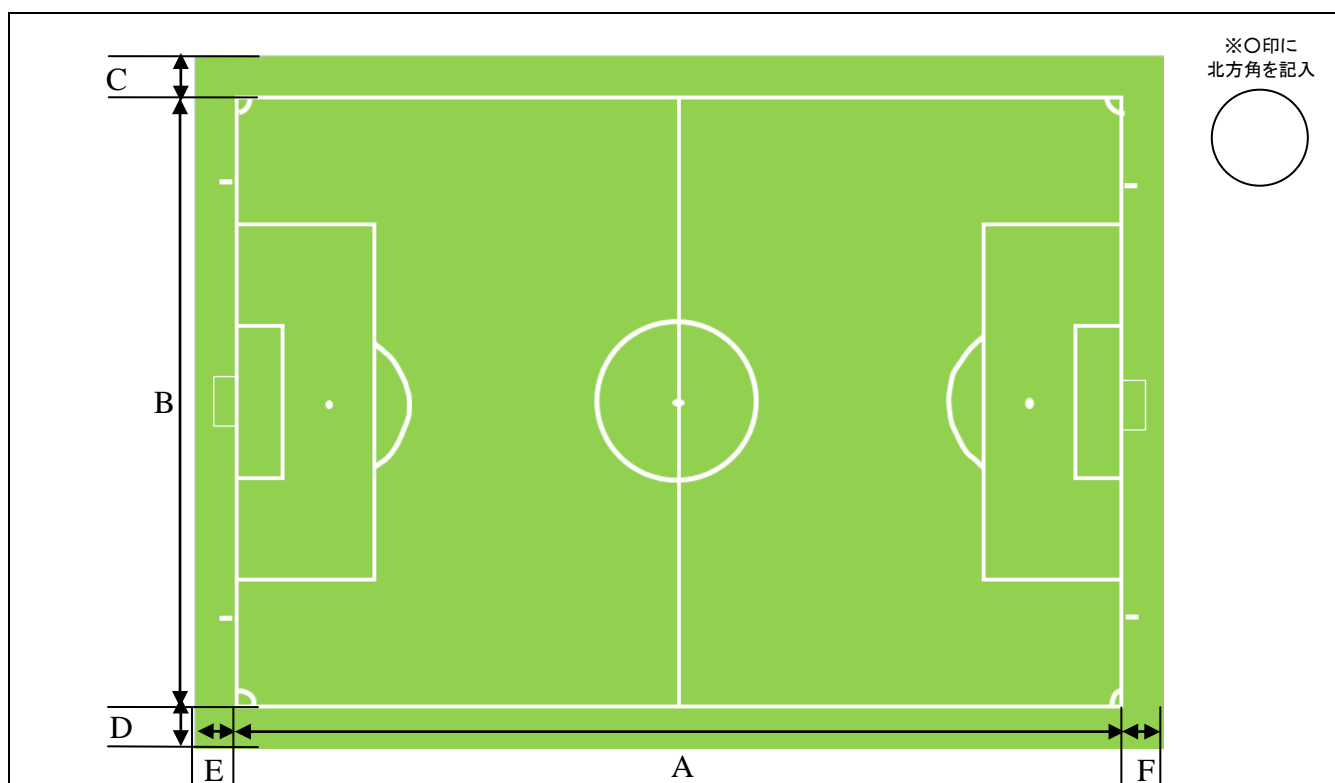
(公認申請用)

申請者は、内をすべて記入の上、提出すること。

1. 人工芝面

- ・ピッチサイズは以下であること
 長さ: 最短 90m 最長 120m
 幅: 最短 45m 最長 90m
- ・フィールドマーキングはサッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインの使用が認められる。(サッカー競技規則 競技のフィールドより)

ピッチ及びその外側のサイズを記入すること。



ピッチサイズ	A	m	B	m
外側部分	C	m	D	m
	E	m	F	m

注1) 本協会では、「スタジアム標準」に準じ下記のピッチの広さを確保する事が望ましいと考えております。下記基準をご参考にご計画いただけますようお願い申し上げます。

○専用の場合

- ① 縦長 115m、横幅 78m。
- ② ピッチの外側周囲は、5m以上を確保。

○多目的の場合

- ① 縦長 108m、横幅71m。
- ② ピッチの外側周囲は、1.5m以上を確保。

注2) サッカーピッチの広さはいずれの場合も 縦長 105m、横幅 68mが必要になります。特に、多目的グラウンド等でこのサイズが確保できない場合は、ピッチの外側に縁石等の障害物が無いよう安全管理に留意下さい。

様式3(3/5)

(公認申請用)

2. 所有する付帯設備

散水設備の構造 (※必要に応じて次項の5 に詳細を記入)	※設備名(スプリンクラー、ウォーターガンなど)を記入		基
	設置場所 ※○印で囲む	ピッチ外・ピッチ内・	
	蛇口、散水口の数		口
スタンド	収容人員	約	名
クラブハウス	更衣室		室
	シャワー		基
	トイレ(男・女)		箇所
	事務室		部屋
	その他諸施設(応接室・食堂等)		

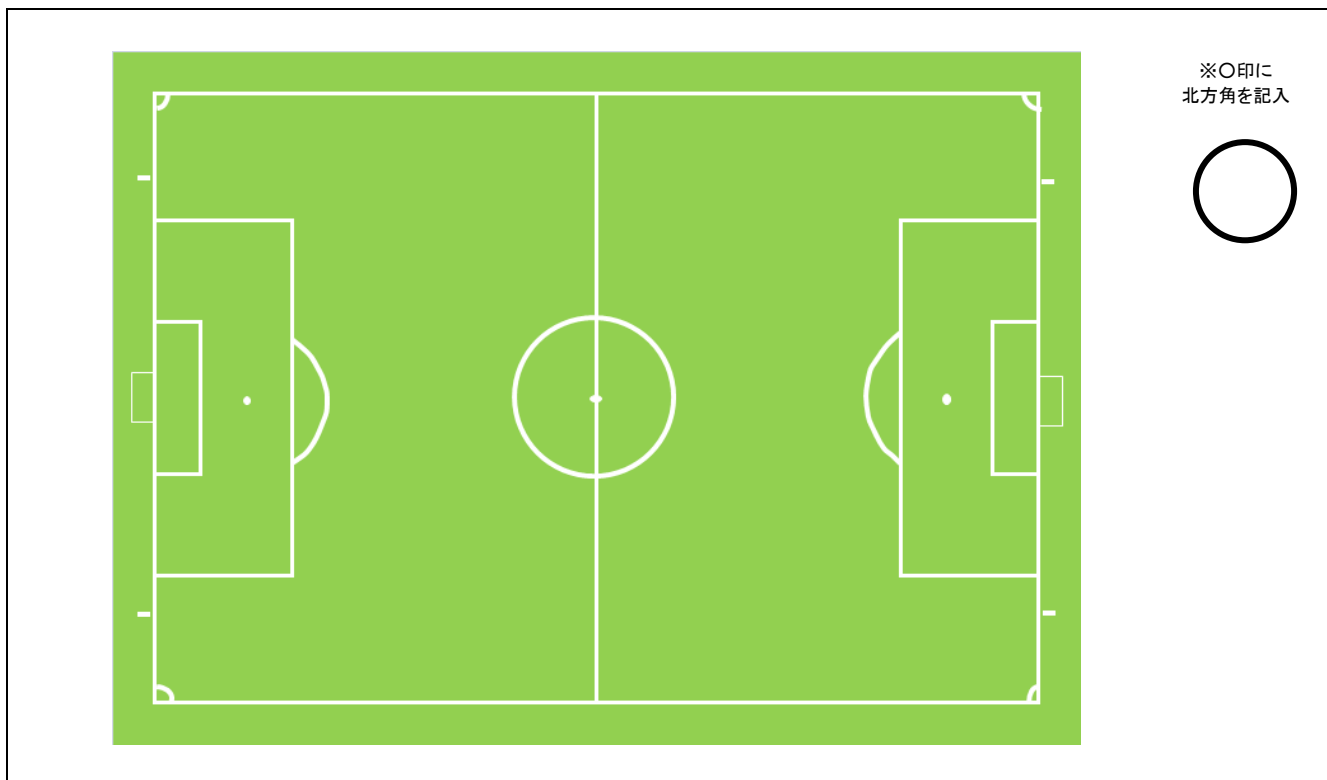
3. 下部構造について、ご記入ください。(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

該当する表層面はどれですか? ※○印で囲む	アスファルト、砕石、その他()
※下部構造の断面を図示してください。	

様式3(4/5)

(公認申請用)

4. 傾斜の設計について、ご記入ください。(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)
傾斜(%)、勾配の変化点、方向などを下図に記入



5. 下地、人工芝敷設後検査時の、事前の連絡事項についてご記入ください。
また、その他、施設に関することについてご記入ください。
(必要に応じて、図面、書類を添付してください。)

5.1 下地検査時、ピッチ内に穴が開いている箇所はありますか？	いいえ、はい(目的、位置、サイズ、数などを記載した図面を添付してください。)
5.2 人工芝敷設時、ピッチ内にゴールポスト用基礎を設置していますか？	いいえ、はい(目的、位置、サイズ、数などを記載した図面を添付してください。)
5.3 ピッチ内にスプリンクラーを設置していますか？	いいえ、はい(構造、特徴、設置位置、サイズ、数、稼動状況、収納状況などの図面、書類を添付してください。)

※原則フィールド内にスプリンクラーの設置を認めないが、施設所有者の事情により認めるものとする。
この場合は以下に理由を記載すること。

様式3(5/5)

(公認申請用)

敷設人工芝確認書

本施設に敷設する人工芝は、JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規程第 3 条に基づき、製品検査完了証明を受け、かつ規程第 5 条③を満たした製品であり、以下項目に仕様変更が無い製品であることを証明いたします。

また、仕様変更している場合は、仕様変更後製品は、変更前と同等以上の性能を有していることを保証します。

製品検査完了証(JFA 発行)・製品検査完了証明書(指定検査機関発行)の写しを添付すること。

※仕様変更のない項目の□にチェックを入れてください。

- 品名、品番
- パイルの色
- パイルの材質
- パイルの太さ、長さ
- 基布、バックングの材質
- 人工芝の単位面積の質量(基布を含む)、タフト数
- 充填材(弾性材、砂)の色
- 充填材の材質
- 充填材の粒径
- 充填材の量、厚さ
- アンダーパッドの材質、質量、厚さ

以下の項目の仕様変更をしています。理由は以下の通りです。

変更点(項目) 注: 変更の内容によっては、ラボテスト(製品検査)での追加検査が必要になる場合があります。

変更理由

記入日 平成 年 月 日

メーカー名

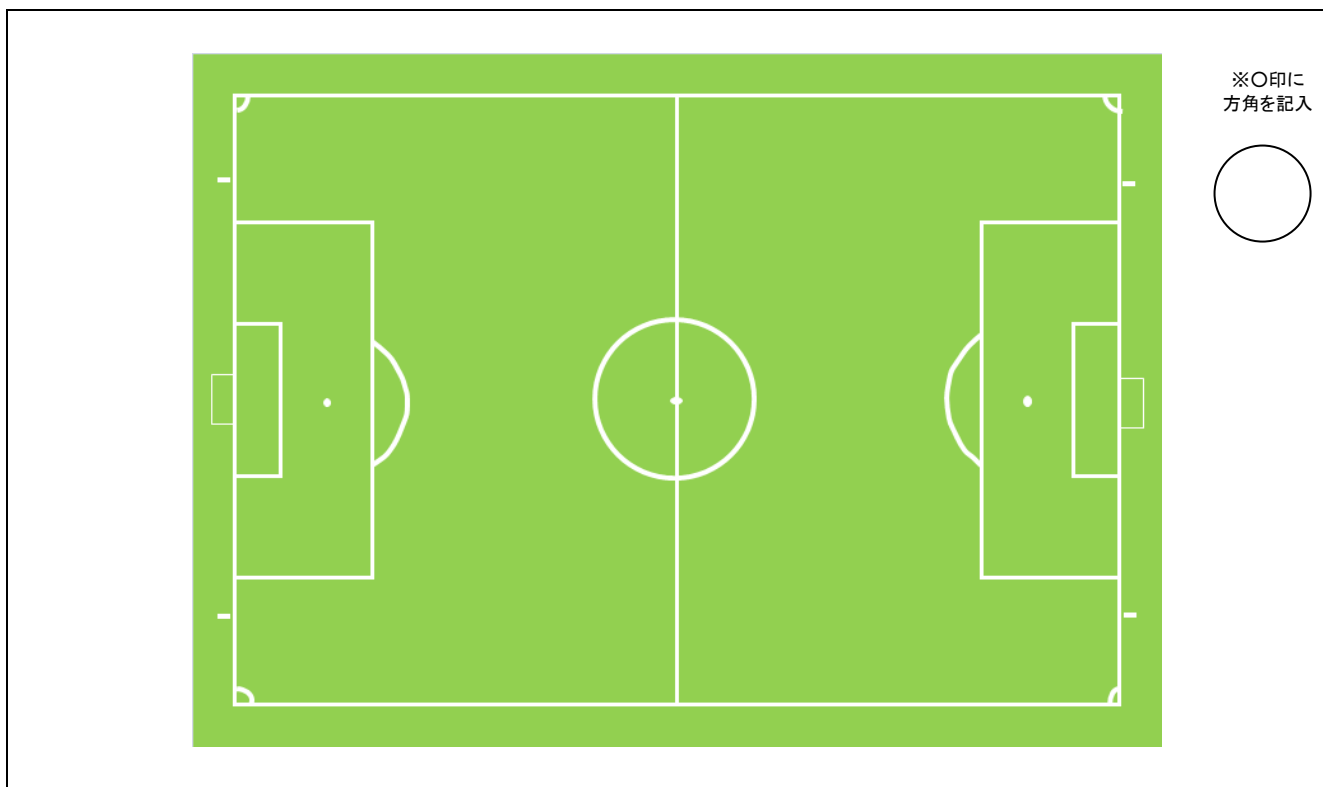
メーカー代表者名 _____ 印

様式4

(公認申請用)

JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書

下記の図面に修繕箇所をマークの上、報告欄に修繕内容を記入すること。



(報告欄) ※下地調整、人工芝の部分張替等をした場合の詳細を記入

< JFA 記入欄 >

管 理 NO.	
施設名称	
品名及び品番	

様式5 ※以下を参考に書類を作成してください

(公認申請用)

平成 年 月 日

公益財団法人日本サッカー協会 殿

施設所有社名
施設代表者名



支払代行社名
代行社代表者名



JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(公認の更新)における
公認料(公認の更新料)について

「(公認施設名)」の人工芝ピッチ公認料(公認の更新料)について、下記の通りご案内致します。

記

1. 出 金 口 座

(口座名義等お知らせください)

2. 振 込 金 額

金315,000円(公認/1ピッチ)

3. 振込代行理由

(例)

人工芝グラウンド整備工事を発注する際、JFAロングパイル人工芝ピッチ公認を取得する事も含めた
工事仕様としたため。

IV. ガイドライン

1. 高温対策について

人工芝は天然芝に比べ温度が高くなる傾向にあるため、表面温度をコントロールする必要がある。

表面温度を下げる手段のひとつに、散水があげられる。夏場、高温になる地域ではあらかじめ散水設備等を設置し、表面温度を下げる対策をとるべきである。ただし散水を行う場合、散水直後は一時的にピッチ上の温度が高くなるためタイミングを考慮すること。

また周囲に日陰等のない場所については、日陰と風通しが十分にある休憩場所を設置することが望ましい。

2. 廃棄時における注意

ピッチの全面改修などで不要となった人工芝を廃棄する場合は、産業廃棄物として扱われることになる可能性が非常に高い。したがって、廃棄の際は各自治体の規則に従うこと。また、廃棄時に費用が発生することに留意されたい。

3. メンテナンスについて

天然芝と比較すると、人工芝は日常的なメンテナンスが少ないが、全く必要ないというわけではない。落ち葉やごみを取り除いたり、ブラッシング等の手入れが必要となる。人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーや施工業者と十分に相談し、定期的なメンテナンスの実施を推奨したい。



V. 問い合わせ先

＜公認に関するお問い合わせ先＞

公益財団法人 日本サッカー協会 競技運営部

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り

(本郷 3-10-15)JFA ハウス

TEL:03-3830-1809

FAX:03-3830-2005

＜指定検査機関＞

一般財団法人 カケンテストセンター

大阪事業所 資材テストラボ

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 2-5-19

TEL:06-6441-0315

FAX:06-6441-2420